

改正

平成17年12月22日 条例第34号

西東京市保谷こもれびホール条例

(設置)

第1条 市民の芸術文化活動の振興を図り、地域文化の創造と発展に寄与するため、西東京市保谷こもれびホール（以下「ホール」という。）を西東京市中町一丁目5番1号に設置する。

(事業)

第1条の2 ホールは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 音楽、演劇等の芸術・文化の振興に関すること。
- (2) 市民の芸術・文化活動の奨励・普及に関すること。
- (3) 芸術・文化活動を行う団体等の育成に関すること。
- (4) ホールの施設（以下「施設」という。）及びこれに附属する設備、備品等（以下「附属設備」という。）の利用に関すること。

(開館時間)

第2条 ホールの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 ホールの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 毎週火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日とし、更に休日が続くときは、この例により順次繰り延べる。
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで

(使用の許可)

第4条 施設及び附属設備を使用しようとする者は、あらかじめ規則に定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可に際して、管理運営上必要な条件を付することができる。
- 3 施設の連続使用の期間については、同月内において6日を上限として規則で定める。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(使用許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設及び附属設備の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号のほか、施設及び附属設備の管理運営上支障があるとき。

(利用料金)

第6条 第4条による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定管理者（第12条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第8条までにおいて同じ。）に、施設及び附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）をその使用の許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減額又は免除)

第7条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

- 第8条** 第6条の規定により既に納付された利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
- (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなったとき。
 - (2) 使用者が、規則で定める期日までに、使用申請の取下げを行ったとき。
 - (3) その他指定管理者が相当の理由があると認めたとき。
- (特別使用の申請)
- 第9条** 使用者は、施設に特別の設備等を設置し、若しくは変更を加え、又は特別の器具等を持ち込むときは、あらかじめ規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の許可に際して、管理運営上必要な条件を付することができる。
- (使用許可の取消し等)
- 第10条** 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、施設若しくは附属設備の使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又は使用を制限することができる。
- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (3) 使用申請の目的又は使用の条件に違反したとき。
 - (4) 災害その他の事故等により使用することができなくなったとき。
 - (5) 虚偽の使用申請があったとき。
 - (6) 前各号のほか、使用が適切でないとき。
- (目的外使用等の禁止)
- 第11条** 使用者は、使用申請の目的以外に施設及び附属設備を使用し、又はその使用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。
- (指定管理者による管理)
- 第12条** 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、ホールの管理運営に関する業務のうち、次に掲げるもの（以下「管理業務」という。）を行わせることができる。
- (1) 第1条の2各号に掲げる事業に関する業務
 - (2) 施設及び附属設備の維持管理に関する業務
 - (3) ホールの開館時間及び休館日の変更等に関すること。
 - (4) 施設及び附属設備の使用の許可に関すること。
 - (5) 施設への特別の設備等の設置及び変更並びに器具等の持込みの許可に関すること。
 - (6) 利用料金の收受、減額、免除及び還付に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務
- (指定管理者の公募)
- 第13条** 市長は、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする法人その他団体（次条から第16条までにおいて「団体」という。）を公募するものとする。ただし、第23条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときその他特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (指定管理者の指定の申込み)
- 第14条** 団体は、規則に定めるところにより、次に掲げる書類を添えて、市長に申込みをしなければならない。
- (1) ホールの事業計画書（以下「事業計画書」という。）
 - (2) その他市長が必要とする書類
- (欠格事由)
- 第15条** 市長、助役又は収入役が無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である団体（市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。）は、指定管理者となることができない。
- 2 市の執行機関たる委員会の委員又は監査委員が無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である団体（市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。）は、指定管理者となることができない。
- 3 市議会の議員が無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又

は清算人である団体は、指定管理者となることができない。

(指定管理者の選定)

第16条 市長は、団体の中から、次に掲げる基準により最も適切な管理業務を行うことができると認められる団体を、指定管理者の候補（以下「指定候補者」という。）に選定するものとする。

(1) ホールの平等な使用を確保し、及び利用者へのサービス向上を図ることができること。

(2) 事業計画書の内容がホールの効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理業務ができること。

(3) 事業計画書に沿った管理業務を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(4) そのほか市長が別に定める基準

(指定管理者の指定)

第17条 指定管理者の指定は、指定候補者について、法第244条の2第6項による市議会の議決を経た後、行うものとする。

(指定管理者の指定期間)

第18条 指定管理者の指定期間は、5年間とする。ただし、第23条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときその他特別な事情がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の公表)

第19条 市長は、指定管理者を指定し、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公表するものとする。

(協定の締結)

第20条 市及び指定管理者は、管理業務に関し協定を締結するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、法第244条の2第7項に規定する事業報告書（以下「事業報告書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

ただし、年度の途中において第23条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に、当該年度の事業報告書を提出しなければならない。

(管理業務報告の聴取等)

第22条 市長は、管理業務の適正を期するため、指定管理者に対し、管理業務及び経理の状況に関し定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地調査を行い、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第23条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 前条の指示に従わないとき。

(2) 管理業務を継続することが適当でないとき。

(3) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

(4) 第16条各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。

2 前項の規定により監督上される処分（指定管理者の指定を取り消す処分を除く。）については、西東京市行政手続条例（平成13年西東京市条例第14号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(個人情報等の取扱い)

第24条 指定管理者は、管理業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理のために必要な措置を第20条に規定する協定に基づき講じなければならない。

2 指定管理者及び管理業務に従事している者（以下この項において「従事者」という。）は、当該管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(情報公開)

第25条 指定管理者は、管理業務に関して保有する情報の公開について、第20条に規定する協定に基づいた対応を行うものとする。

(原状回復の義務)

第26条 使用者は、施設及び附属設備の使用を終了したとき、又は第10条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止させられたときは、直ちに施設及び附属設備を原状に回復する義務を負う。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定期間を満了したとき、又は第23条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、直ちに施設及び附属設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

3 市長は、使用者又は指定管理者が前2項に規定する原状回復の義務を履行しなかったときは、使用者又は指定管理者に代わってこれを行い、その費用は使用者又は指定管理者の負担とする。
(損害賠償の義務)

第27条 使用者又は指定管理者は、施設若しくは附属設備を損傷し、滅失し、又は原状回復の義務を怠ったときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。
(市長による管理)

第28条 第23条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、臨時にホールの管理運営を行い、別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。

2 前項の場合にあっては、第6条第1項、第7条、第8条及び第26条第1項並びに別表第1及び別表第2の規定を準用する。この場合において、第6条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「指定管理者（第12条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第8条までにおいて同じ。）」とあるのは「市長」と、「使用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、同項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第8条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第26条第1項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と並びに別表第1及び別表第2中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第29条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月21日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行前までに、保谷こもれびホール条例（平成9年保谷市条例第11号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年6月20日条例第19号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の西東京市保谷こもれびホール条例（以下「新条例」という。）第12条に規定する指定管理者の指定の日（以下「指定日」という。）の前に支払を受けた指定日以後に係る施設及び附属設備の使用に係る利用料金については、新条例の規定による利用料金の前払とみなす。

3 新条例第13条の規定による団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同条から新条例第18条までの規定の例により行うことができる。

4 市長は、この条例の施行の日から2年の間、指定管理者が管理業務を行う場合であっても新条例第6条第2項及び第3項並びに第12条第6号の規定を適用せず、新条例別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収することができる。ただし、当該期間の経過後に指定管理者に利用料金を収受させる場合にあつては、附則第2項の規定を準用し、当該期間の経過前に支払を受けた当該期間の経過後に係る施設及び附属設備の使用に係る利用料金について

は、新条例の規定による利用料金の前払とみなす。

5 前項本文の場合にあつては、新条例第6条の見出しを「(使用料)」と、同条第1項中「指定管理者(第12条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第8条までにおいて同じ。)」とあるのは「市長」と、「使用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、新条例第7条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、新条例第8条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、附則第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、新条例別表第1及び別表第2中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

附 則 (平成17年12月22日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第6条、第28条関係)

1 基本の利用料金の上限額

施設		区分	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)	全日 (9時～22時)
メインホール	平日		22,000円	30,000円	37,000円	74,000円
	土曜日		30,000円	40,000円	50,000円	100,000円
	日曜日・休日		30,000円	40,000円	45,000円	90,000円
小ホール	平日		9,000円	12,000円	15,000円	30,000円
	土曜日		12,000円	16,000円	20,000円	40,000円
	日曜日・休日		12,000円	16,000円	18,000円	36,000円
リハーサル室			3,000円	4,000円	5,000円	10,000円
音楽練習室			1,500円	2,000円	2,500円	5,000円
会議室			700円	1,000円	1,200円	2,400円
楽屋(1室につき)			150円	200円	250円	500円

備考

- 「日曜日・休日」が休前日(国民の祝日に関する法律に定める休日の前日をいう。)に当たる場合は、「土曜日」の料金を適用する。
- 楽屋は、メインホール又は小ホールの附帯施設として使用するものとする。
- 使用時間には準備及び原状回復の時間を含むものとする。
- 午前と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、利用料金を徴収しない。
- 使用時間の超過については、管理運営上支障がない場合に限り1時間以内において許可し、あらかじめ許可を得た区分の基本の利用料金に30%の割合を乗じた額を徴収する。

2 割増しの利用料金

1人分の入 場料等の最 高額	営業行為等の 有無	有		
	無	ラジオの公開放送 若しくは公開録音 又はテレビの公開 放送若しくは公開 録画	営利を目的とした 録音、録画、撮影 等	会社等の宣伝行為 になる事業等
0円～1,000円	0%	50%	100%	100%
1,001円～2,000円	20%	70%	120%	120%
2,001円～3,000円	40%	90%	140%	140%
3,001円～4,000円	60%	110%	160%	160%
4,001円～5,000円	80%	130%	180%	180%

5,001円～	100%	150%	200%	200%
---------	------	------	------	------

備考

使用者が入場料若しくはこれに類するものを徴収し、又は営業行為等の目的で施設を使用する場合は、基本の利用料金のほかに、その入場料等に応じて基本の利用料金に上記割合を乗じた額を支払う。

別表第2（第6条、第28条関係）

附属設備の利用料金の限度額表（1回当たり）

種別	単位	限度額
舞台設備	一式、1台、1双、1個、1脚又は1枚	10,000円
楽器	一式又は1台	10,000円
音響設備	一式、1台又は1本	5,000円
舞台照明設備	一式、1台、1列又は1基	20,000円
その他の設備	一式、1台、1個又は1脚	20,000円
電源設備	1キロワット	50円